

上田市国民保護計画の一部変更について

1 上田市国民保護計画について

(1) 計画策定の背景等

武力攻撃事態等から国民の生命、財産などを保護するため、国等の責務や住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など必要な事項を定めた国民保護法が平成 16 年に施行され、市町村は、平成 17 年に閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」などを踏まえ、国民の保護に関する計画を作成し、自ら国民の保護のための措置を実施することとされ、上田市は平成 19 年 3 月に上田市国民保護計画を策定した。

(2) 計画概要

市町村の国民保護計画には、当該区域の国民保護措置の推進、警報の伝達、避難実施要領策定、住民の避難措置、救援、安否情報の収集・提供など、訓練並びに物資などの備蓄、実施体制、関係機関との連携、その他必要な事項を定めることとなっており、上田市国民保護計画には、これらの事項を踏まえ、上田市域で武力攻撃事態等が発生した場合における、国の指示等に基づく上田市国民保護対策本部の設置、警報や避難指示の伝達、避難住民の誘導、救援の協力など市が実施する国民の保護のための措置等を定めている。

2 上田市国民保護計画の一部変更について

(1) 変更の趣旨

国の「国民の保護に関する基本指針」変更等に伴う「長野県国民保護計画」変更(平成 30 年 12 月 25 日)等を踏まえ、上田市国民保護計画一部変更を行う。

(2) 変更内容

項目	概要	根拠
(ア) 核攻撃を受けた場合の対応	核攻撃等における放射性物質による汚染の拡大を防止するための必要な措置を明記	
	武力攻撃事態におけるNBC攻撃の場合の対応 (P18) 汚染拡大を防止するための必要な措置として、「スクリーニング及び除染」から「避難退避時検査及び簡易除染」とする。	
(イ) 安否情報の収集	安否情報の収集は、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行うことを明記	
	安否情報の収集 (P70) 安否情報を収集する情報源から、外国人登録原票の記述を削除する。	
(ウ) 食品衛生の確保対策	避難所等の衛生確保対策について、食中毒等防止の措置について明記	
	保健衛生の確保及び廃棄物の処理 (P84～85) 避難先の食品等の衛生確保のための措置である食中毒等の予防についての記述を明確にする。	
(エ) 機関名等	国等の組織改正等に伴う修正	
	指定行政機関 (P96) 国の組織改正などを受け、追加、変更された指定行政機関の名称(消費者庁、スポーツ庁、観光庁、原子力規制委員会、防衛装備庁)を記載に加える。	

変更の根拠(:国民の保護に関する基本指針、 :長野県国民保護計画、 :国民の保護に関する基本指針及び長野県国民保護計画、 :その他)